

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第5条の3の2第3項
処 分 の 概 要：クロスボウ講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第3項 ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3日（書換えにあっては1日）
申 請 先：警察署生活安全課
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話 221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：